

令和4年9月6日

令和4年第3回美浦村議会定例会追加議案

美 浦 村 議 会

議 案 目 次

議案第17号 自動車破損事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて

議案第17号

自動車破損事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて

自動車破損事故につき法律上村の義務に属する損害賠償の額を決定し、和解を成立させる必要が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

美浦村長 中島 栄

記

1 和解の相手方

住 所 稲敷市●●●
氏 名 ●● ●●

2 和解の内容

- (1) 美浦村は、相手方 ●● ●●に対し金102,806円を支払う。
- (2) 相手方 ●● ●●は、美浦村に対して、本件に関し今後上記の金員を除き一切の異議、請求の申立てをしない。

3 自動車破損事故の概要

令和4年8月8日午後3時15分、都市建設課職員が美浦村水処理センター付近の草刈り作業中、刈払機がはじいた飛石が、相手方乗用車の運転席側ドア及び運転席後のドアにかけて、3箇所破損させたものである。